

令和元年7月1日

保護者各位

豊見城市立長嶺中学校
校長 上江田 敏博
(公印省略)

暴風警報（特別警報）発令時における学校の臨時休校 並びに児童生徒の安全確保について

台風時における登校について下記の通り豊見城市教育委員会より規定の一部改訂(H30.9.5)がありましたので、お知らせいたします。

1 臨時休業の取扱いについて

(1) 臨時休業を行うことができる場合

- ① 暴風(特別)警報等が発表されたときは、臨時休業の措置をとることができる。
- ② 暴風(特別)警報等の発表前及び解除後においても、校区内の状況に応じ、臨時休業を行うことができる。
- ③ 上記以外の場合においても、特例として校区内の状況(河川の氾濫、道路決壊、浸水等のおそれがある場合)に応じ、臨時休業を行うことができる。

(2) 暴風(特別)警報等の解除に伴う対応について

① 解除が、午前6時前に行われた場合

通常通り登校、登園する。(給食あり※1・※2)

② 解除が、午前7時前に行われた場合

- 8時30分までに登校する。(給食なし)
- 1校時～4校時の時間割を準備する
- 4校時終了後下校

③ 解除が、午前7時以降に行われた場合

引き続き臨時休校 (各家庭で学習)

※1 給食の献立の変更の可能性あります。

※2 停電により給食が提供できない場合があります。

2 園児・児童・生徒の安全確保について

(1) 登校後に暴風(特別)警報等が発表されたときは、暴風、大雨、洪水等の自然災害から園児・児童・生徒を守るため、「安全確保」を優先し、保護者に連絡し、引き取ってもらうことを原則とする。給食等の対応については、暴風(特別)警報等が発表された時刻に応じて決定する。

(2) 暴風(特別)警報等発表時における学校の臨時休業及び安全確保については、園児・児童・生徒に十分な事前指導をするとともに、保護者に対しても文書またはPTA等の会合を利用して周知徹底を図ること。